

コーポレート・ガバナンス

基本理念の実現に向け、経営の透明性や監督機能の向上を図り、コーポレート・ガバナンスを強化しています

当社のガバナンス体制

当社のコーポレート・ガバナンス体制は経営監督、重要な意思決定の機能を担う「取締役会」、経営監査の機能を担う「監査役」・「監査役会」を設置しています。

取締役9名（うち社外取締役3名）、監査役5名（うち社外監査役3名）より構成されており、経営の監督、監査機能の強化に向け、積極的に社外役員を招聘し、社外役員を重視

したガバナンス体制としています。

社外役員には、客観的視点から経営監督、経営監査の役割を担っていただくとともに、富士電機の経営全般に対し、多角的視点から有用な助言・提言をいただくことで、経営判断の妥当性の確保を図っています。

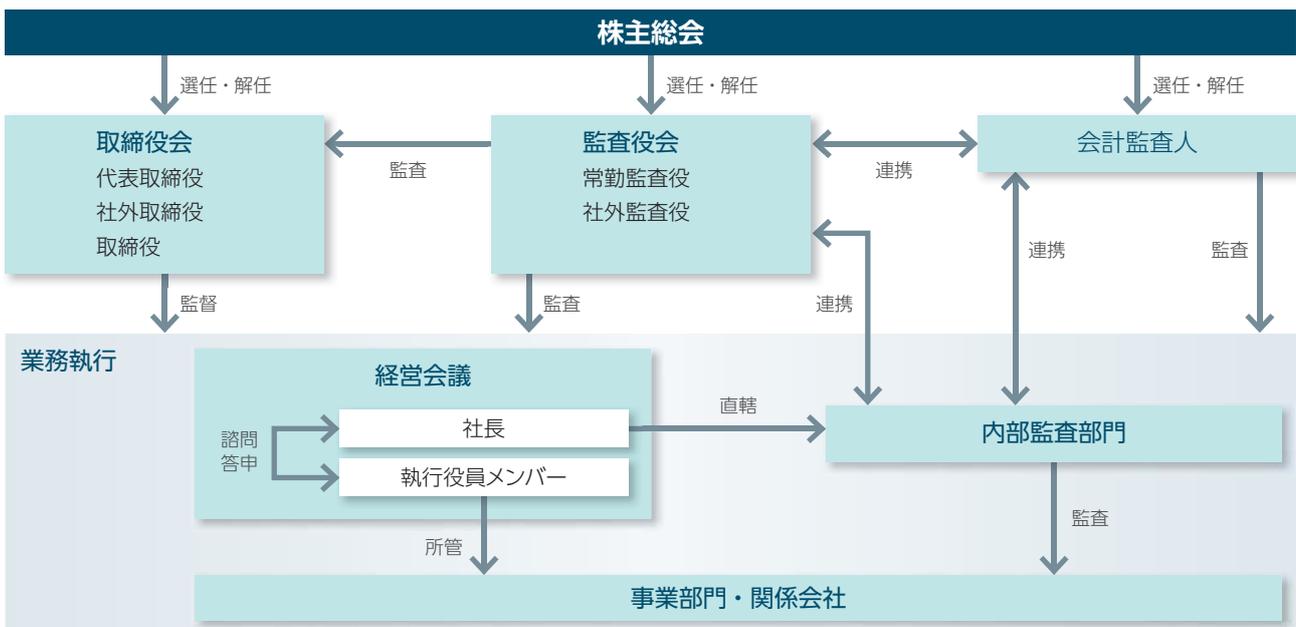
経営と執行機能の明確化

当社は、2011年4月に事業子会社を合併し、経営と事業執行の統合を図った「新・富士電機」をスタートさせました。新体制のもとで、関係会社を含む一体運営の業務執行体制を実現していくため、同日付で全社横断型の執行役員制度を採用しました。これにより、経営と執行の役割を明確にし、各事業の執行責任体制を明らかにしました。取締役は、

会社法上、自ら業務執行を行うとともに、業務執行を監督する職責を負っていますが、業務執行機能の強化に向け、執行役員制度を導入し、15名を任命しました。

代表取締役からの委任を受け、取締役と同様に善管注意義務を負い、任期は1年としています。

コーポレート・ガバナンス体制



(1) 取締役・取締役会

富士電機の経営、重要な業務執行に関する意思決定と監督の機能を担っています。客観的視点に基づく経営監督機能の強化、および業務執行に係る意思決定の妥当性・適正性の確保に向け、社外取締役を積極的に招聘しています。

(2) 監査役・監査役会

富士電機の経営、業務執行に対する監査の機能を担っています。社外監査役を積極的に招聘するとともに、常勤監査役は経営会議に出席することができるなど、監査機能の強化を図っています。

(3) 社長・執行役員・経営会議

社長は、業務執行の最高責任者として、取締役会の決議事項以外の業務執行に関する意思決定の機能を担っています。経営会議は執行役員から構成され、社長の諮問機関として、重要事項の審議・答申やモニタリングに向けた報告などを行っています。各執行役員は、それぞれの担当における業務執行を所管します。

社外役員

社外取締役については、富士電機の経営監督機能の強化および重要な意思決定における妥当性・適正性の確保に向け、多面的な経営判断に必要な見識・経験、富士電機の経営に対する理解および当社からの独立性等を総合的に勘案し、社外取締役を選定しています。

社外監査役については、富士電機の経営監査機能の強化とともに、経営判断に必要な見識・経験、富士電機の経営に対する理解および当社からの独立性等を総合的に勘案し、選定しています。

3名の社外取締役は、製造業の経営経験者の黒川博昭氏、環境工学の専門家である鈴木基之氏、金融機関の経営

経験者の沖本隆史氏で構成されており、経営全般に関し有効な助言・提言をいただいています。

3名の社外監査役は、上場企業の常勤監査役の伊藤隆彦氏、金融機関の経営者の佐藤美樹氏、弁護士の木村明子氏で構成され、経営監査機能の強化の役割を担うほか、取締役会などにおける経営全般について有効な助言・提言をいただいています。

また、上記の社外役員全員を金融商品取引所が定める独立役員として選任しています。

2011年度における、社外役員の取締役会（13回開催）、監査役会（9回開催）の出席率は、それぞれ95%、96%でした。

役員報酬

当社の取締役、監査役の報酬等は、株主の皆様への負託に応えるべく、優秀な人材の確保・維持、業績向上へのインセンティブの観点から考慮し、それぞれの職責に見合った報酬体系、報酬水準としています。

● 常勤取締役

常勤の取締役については、各年度の連結業績の向上、ならびに中長期的な企業価値向上の職責を負うことから、その報酬等は、定額報酬と業績連動報酬によって構成・運用されています。

● 定額報酬について

定額報酬は、役位に応じて、予め定められた固定額を支給するものです。株主の皆様と利害を共有し、株価を意識した経営のインセンティブとするため、本報酬額の一部について役員持株会への拠出を義務づけています。

● 業績連動報酬について

業績連動報酬は、株主の皆様へに剰余金の配当を実施する場合に限り支給するものです。その総支給額は、各年度の

連結業績との連動性をより明確とするため、支給日の前事業年度の連結当期純利益の1.0%以内としています。

● 社外取締役および監査役

社外取締役および監査役については、富士電機全体の職務執行の監督または監査の職責を負うことから、その報酬等は、定額報酬として、予め定められた固定額を支給するものとしています。なお、社外取締役および監査役の自社株式の取得は任意としています。

取締役および監査役の報酬等の総額（2011年度）

	支給人員(名)	支給額(百万円)
取締役	14	366
(うち社外取締役)	(3)	(22)
監査役	5	80
(うち社外監査役)	(3)	(22)

(注) 1. 上記には、2011年6月24日開催の第135回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでいます。

2. 取締役に対する支給額には、2010年度に係る業績連動報酬の支給額を含んでいます。

3. 上記のほか、使用人兼務取締役(4名)に対する使用人分給として36百万円支給しております。

内部統制

富士電機は、会社法に定める内部統制システムの整備に関する基本方針を取締役会で決議し、開示しています。富士電機全体の内部統制システムについて、取り巻く社会的

要請に迅速かつ的確に応えるとともに、継続的に改善を図っています。

※ 詳しくは当社ウェブサイト「コーポレート・ガバナンス」をご参照ください。

コンプライアンス

企業としての持続的な成長を果たしていくための前提として、法令・企業倫理の遵守を徹底するとともに、常に高い社会良識をもって行動しています

コンプライアンスの方針と体制

● コンプライアンスの基本方針と各規程

富士電機は、2010年10月に改訂した「企業行動基準」のなかで、「グローバル・コンプライアンスを最優先する」旨を宣言しています。当社は、これらの基本方針のもとで、具体的なコンプライアンスの指針となる「富士電機コンプライアンス規程」と、国内外の規制法令に関する4側面（社内ルール・監視・監査・教育）をまとめた「富士電機コンプライアンス・プログラム」を定めています。

● 富士電機遵法推進委員会

富士電機のコンプライアンスを所管する委員会として、富士電機の代表取締役を委員長、規制法令ごとの所管責任者を委員、社外有識者（弁護士）をオブザーバーとする「富士電機遵法推進委員会」を設けています。

同委員会では、1年間に2度、コンプライアンスの実施実績および計画の審議を行い、法令・社会規範の遵守徹底を図っています。

● 「コンプライアンス・プログラム」

富士電機は、経営の現地化や現地企業とのパートナーシップ構築を進めるなか、海外の各拠点におけるコンプライアンスの強化を図っています。

人権侵害行為の禁止、贈収賄や汚職などの不正取引行為の禁止といったグローバルでの共通事項に加えて、地域ごとの法規制に対応した、「富士電機コンプライアンス・プログラム」を運用しています。富士電機のみならず、国内外すべての子会社各社がこれに基づき行動することでコンプライアンスを実践しています。

● 国内外の通報制度の運営

富士電機では、法令や社内ルール違反行為の未然防止・早期発見を目的として、国内外の従業員がコンプライアンス担当部門を介して、富士電機の代表取締役社長に通報できる「企業倫理ヘルプライン制度」を導入しています。

また、2012年度中に、お取引先様から富士電機の資材調達業務に関する通報を受け付ける「パートナー・ホットライン」を開始する予定です。

コンプライアンス研修の実施

富士電機は、当社ならびに関係会社の役員および従業員が遵守すべき事項や、実際の事業活動において留意すべき事項などを盛り込んだ研修プログラムを整備し、年間を通じてコンプライアンス研修を実施しています。コンプライアンス研修は、階層別研修と職種別研修を2本柱としています。

富士電機（中国）社では、2011年7月に施行された英国贈収賄法（民間同士でも贈収賄となり、英国外も処罰対象）に対する注意喚起を促すことを目的とし、2012年3月に、「贈収賄禁止に係る通達」に関わる集合教育を実施しました。



リスクマネジメント

災害対策や情報セキュリティ、知的財産保護など、
広範囲なリスクに対するマネジメントの強化を図っています

リスクマネジメントの徹底

● 組織的・体系的なリスクマネジメント

富士電機は、2006年5月に策定した「富士電機リスク管理規程」に基づき、当社を取り巻くリスク（戦略リスク、金融リスク、オペレーションリスク、ハザードリスク）を組織的、体系的に管理しています。

なかでも、年度ごとの事業計画の策定にあたっては、各事業に関わるリスクを分析し、計画に盛り込んでいます。

● 大規模災害に備えた危機管理

2011年3月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、

災害対応関連規定類の見直しを行うとともに、「防災・行動マニュアル」を制定しました。

同マニュアルに基づき、副社長を危機管理担当役員に任命し、社長を統括責任者とする災害対策本部体制を整備しました。また、事業所および子会社においては、防火・防災体制の再整備、建物・設備等の地震対策の徹底、非常用品備蓄の見直しを実施しました。

大規模災害に備えた訓練については、海外拠点を含め、事業所単位で年1回以上実施しています。

情報セキュリティレベルの向上

● 情報セキュリティに関する外部認証

富士電機は、機密情報や個人情報を適切に保護するために、社内規程の整備や従業員への教育など、各種の対策を実施しています。

なかでも、高いレベルの情報セキュリティ管理を要求される会社では、外部認証を取得しています。2012年4月1日現在、ISMS認証は6部門（4社）が取得しています。

プライバシーマーク認定は、現在、富士電機（株）と富士電機ITセンター（株）の2社が取得しています。

● 情報セキュリティの海外への展開

情報セキュリティの取り組みを海外においても積極的に展開していくため、当社では、情報セキュリティポリシーと規程を英語・中国語に翻訳のうえ海外関係会社へ展開し、これに従い、各社はそれぞれの国の法令等を考慮に入れ、個別にセキュリティ規程を制定しています。

また、2011年に日本で配布した情報セキュリティハンドブックを英語、中国語に翻訳し、2011年11月に各社の全従業員に配布しています。

海外における情報セキュリティ監査については、2011年度は29社で実施しました。今後も、海外地区も含めた富士電機全体での活動の定着と、継続的な改善を図っていきます。

知的財産保護の推進

● 特許侵害防止のための活動推進

知的財産活動では、第三者（他社）の特許侵害の防止のため、他社特許監視システムを利用し、日常的監視活動を行っています。

特許以外の実用新案、意匠、商標の知的財産については、事前調査の実施等の取り組みを行い、侵害の防止に努めています。

また、産業財産権およびその他の知的財産権についてはコンプライアンス・プログラム教育を実施し、侵害防止に努めています。自社の知的財産の保護については、産業財産権は積極的に権利化を行うことにより保護するとともに、2011年度はブランド模倣対策ガイドライン、ノウハウ保護に関するガイドラインを制定し、保護のための仕組みづくりに取り組みました。